

(別 紙)

## 令和 6 年度 指導監査是正改善項目

法人名 仁摩福祉会 仁摩保育園

是正・改善指示事項	是正・改善状況（改善計画）
<p>【仁摩保育園】</p> <p>◆文書で措置状況の報告を求める事項</p> <p>園児が保育中に起きた事故により手を骨折し、治療に 30 日以上要したと思われる事案について、市への報告がなされていなかったので、市への報告を行うとともに、今後このような事案が生じた場合は、速やかに市に報告すること。（令和 6 年 3 月 22 日ご成第 36 号「教育・保育施設等における事故の報告等について」）</p>	<p>治療に要する期間が 30 日以上の負傷について、所定の様式により大田市に報告しました。今後は、治療期間が 30 日以上になると分かった時点で大田市に電話連絡を行い、速やかに報告書を作成・提出いたします。</p>